

◆紹介状なしの初診・再診に関する事項について

他の医療機関からの紹介によらず、当院に直接来院された方については、初診料とは別に 7,700 円（歯科 5,500 円）をいただきます。また、当院から他院へ紹介した方が紹介状を持参されず再診された場合には 3,300 円（歯科 2,090 円）をいただきます。ただし、緊急その他やむを得ない事情により他の医療機関からの紹介によらず来院された場合は、この限りではありません。

◆入院期間が 180 日を超えて入院される方の入院基本料等の特定療養費について

2006 年 5 月 1 日以降に入院された方で、入院期間が 180 日を超える場合には、下記金額をご負担していただくことになりますので、ご了承ください。（入院期間には、他の医療機関での入院も通算して計算されます。）

なお、2006 年 5 月 1 日以前より入院されている場合は、入院期間に 2006 年 5 月 1 日以前分や他の医療機関での入院期間も通算して計算いたします。

保険外併用療養費 1 日あたり負担額 2,430 円

◆多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術（選定療養）について

当院は厚生労働大臣が承認した多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術（選定療養）の届出医療機関です。本制度は患者さんの自己の選択に係るものとして、白内障に対する水晶体再建に使用する眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズの支給について、眼鏡装用率の軽減に係る費用に相当する療養部分についてその費用を徴収することができることとした制度です。眼鏡装用率の軽減に係る費用に相当する療養部分についての費用は患者さんの自己負担となります。水晶体再建に係る部分（通常の治療と共通する部分）は保険診療の対象となります。眼鏡装用率の軽減に係る費用は下記のとおりです。

128,870 円 ※これとは別に保険診療費がかかります

◆保険外負担に関する事項

| 種類 | 料金（税込） |
|---------------------|--------|
| 診断書（院内様式） | 3,300円 |
| 診断書（その他様式） | 4,400円 |
| 死亡診断書（戸籍法） | 5,500円 |
| 死亡診断書（原本証明） | 2,200円 |
| 死体検案書（戸籍法） | 9,900円 |
| 診断書・診療明細書・後遺障害診断書 | 6,600円 |
| 生命保険関係診断書・通院証明書・意見書 | 7,700円 |
| 身体障害者診断書・意見書 | 5,500円 |
| 特別児童扶養手当障害認定診断書 | 3,300円 |
| 障害年金受診状況証明書 | 5,500円 |
| 恩給診断書 | 3,850円 |
| 障害年金受給者現況届 | 2,200円 |
| 臨床調査個人票 | 3,300円 |

| 種類 | 料金（税込） |
|---------------------------|---------|
| 自立支援医療費（精神通院用）診断書料 | 3,300円 |
| 原爆医療特別手当診断書 | 3,300円 |
| 原爆管理手当用診断書 | 3,300円 |
| 出産（死産）証明書 | 2,200円 |
| おむつ使用証明書 | 1,100円 |
| 就労意見書（ハローワーク提出）※生活保護受給者除く | 3,300円 |
| 領収証明書[再発行の場合] | 2,200円 |
| 死亡時処置材料費 | 7,700円 |
| ガーゼ寝巻き | 2,750円 |
| おしめ（新生児用） | 573円/日 |
| 保険会社面談料 | 5,500円 |
| セカンドオピニオン代 | 11,000円 |

令和 8 年 1 月 1 日申込みより一部料金改定をおこなっています。

「介護費」「衛生材料費」等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」または「物」等について患者さんから費用を徴収することは認められておりません。また「施設管理費」「雑費」等の曖昧な名目での費用徴収も認められておりません。